公共用地先行取得等事業債全額借換事案等

に関する報告書

令和８（2026）年 11 月

持続可能な財政運営検討会
財務検証部会

＜目　次＞

はじめに　・・・

はじめに

平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災は、兵庫県内に甚大な被害をもたらした。兵庫県は、「創造的復興」を進めて被災地の再生を実現するため、県債管理基金の活用に加え、その財源確保のために多額の県債を発行し、現在も多大な財政負担を抱えている。さらに、近年は、少子高齢化や公共施設の老朽化など新たな行政需要も拡大しており、震災関連債務の返済と新たな行政課題への対応を同時に求められている。

このため、兵庫県では、財政構造を分析し、その課題や今後の方向性を整理するとともに、財政健全化と未来への投資を両立する持続可能な財政運営の実現に向け、令和 8 年 5 月に持続可能な財政運営検討会（以下「検討会」という。）を設置した。

この検討会で分析等を進めている中、令和 8 年 7 月 13 日に開催された第 2 回検討会において、令和 2 年度の公共用地先行取得等事業債（以下「用先債」という。）の全額借換事案（以下「本件事案」という。）が、地方財政法に抵触するおそれのあることが報告された。

地方債は、将来世代にも負担を求める地方公共団体にとって重要な財源調達手段であり、その発行や借換えについては、法令等に基づいて適正かつ厳格に処理されなければならない。それにもかかわらず、本件事案が発生したことについて、兵庫県は重く受け止める必要がある。また、将来の財政運営の透明性を確保し、県民の信頼を回復するとともに、地方債市場の信認を維持するためには、今後、同様の事案が生じることがないよう、その他類似事案なども含めた財政運営全般にわたる検証が急務である。

この状況下において、同年 8 月に検討会のもと財務検証部会（以下「部会」という。）が設置された。この部会では、本件事案のような財務処理が、なぜ発生したのか、なぜ組織として止められなかったのか等の原因究明を行い、組織として実効性のある再発防止に向けた検討を進めてきた。

また、部会で調査を進めていた同年 9 月、地方公共団体の実質公債費比率の算定においては、本来、総務省の「『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領」（以下「記載要領」という。）に基づき、県債管理基金残高から公営企業会計にかかる地方債等の償還財源として積み立てた金額（以下「積立金」という。）を控除して算定すべきところ、積立金を控除せずに算定した事案（以下「別件事案①」という。）が判明した。

本件事案に加えて、別件事案①が発覚したことも重く受け止める必要がある。部会では、別件事案①がその他類似事案に該当すると判断し、県民の信頼の回復、地方債市場の信認の維持のため、別件事案①についても検証を進めてきた。

さらに、同年 10 月、起債を活用して事業化予定の土地の一部について、平成 28 年度から現在まで事業化が進まず、利活用されていない事案（以下「別件事案②」という。）が判明した。このため、別件事案②についても検証を行った。

部会では、当時の関係者へのヒアリング調査や財政当局等への実地調査を行った。幾度にわたる調査を経て、今般、部会としての検証結果や再発防止に向けた提案をまとめたので、ここに報告する。

なお、部会での検証は、関係者への責任追及等を目的とするものではなく、今後の再発防止に向けた提案を主眼としていることを申し添える。

第１　事案の概要

兵庫県は、平成 12 年度に 490 億円の用先債を新規発行（許可期間 30 年、当初の借入期間 10 年）し、公共事業用地先行取得事業特別会計（以下「用地特別会計」という。）で公共事業用地を購入した。

平成 12 年度の新規発行から平成 22 年度までの 10 年間では、購入した土地が売却できなかったため、平成 22 年度に用先債の全額借換を実施した。

その約 7 年後の平成 29 年度から、当該土地を県有環境林として用地特別会計から県有環境林特別会計等への売却を開始し、令和 2 年度までに合計 338 億円の土地を売却し、売却で得た資金を県債管理基金に積み立てた。

このため、令和 2 年度の用先債の借換え時においては、本来、既に売却収入で積み立てた県債管理基金の資金 338 億円を償還すべきところ、県債管理基金にそのまま留保し、売却済の 338 億円分についても借換え（490 億円の全額借換）を行った財務処理について、総務省から地方財政法第 5 条に抵触するおそれがあるとの指摘を受けた。

【参考】地方財政法（抜粋）
（地方債の制限）
第五条　地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。
一　略
二　略
三　地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
四　略
五　学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（略）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

第２　部会

１　検証内容

(1) 令和 2 年度に用先債を全額借換した方針決定の経緯・背景
(2) 今後の再発防止策の検討・策定
(3) その他（類似事案の確認等）

２　検証体制

会長　上村　敏之（関西学院大学経済学部教授）
委員　髙橋　潔弘（公認会計士）
委員　羽田　由可（弁護士）

３　事務局

客観性と中立性を確保するため、兵庫県総務部を事務局とする。

４　部会設置までの経緯

日　程	主な内容
令和８年 ６月下旬	・報道機関の取材を受け、財政当局による事実確認 ・関係法令（地方財政法）の解釈の調査等
７月上旬	・財政当局から総務省に対して、本件事案を共有し、その場合の法令解釈を確認
	・総務省から財政当局に対して、本件事案は地方財政法に抵触するおそれがあると回答
７月 13 日	・第 2 回検討会で、本件事案を報告し、当時の方針決定の経緯や再発防止策の検討を行う旨報告
８月 17 日	・部会の設置

第３　実地調査の実施

起債事務の決裁や流れ、その他類似事案の確認等を行うため、財政当局及び監査委員事務局への実地調査を計５回（延べ６日）実施した。

１　実施状況

	日　程	主な内容
第１回	R8.9.8	・財政当局から地方債制度の仕組みの事務概要の説明等
第２回	R8.9.16	・財政当局から起債事務（新発債・借換債）や公債台帳（起債管理システム）の説明
	R8.9.17	・兵庫県行財政運営方針の確認 ・財政当局から別件事案①の説明　等
第３回	R8.9.24	・監査委員事務局から監査の実施状況の説明
第４回	R8.10.9	・財政当局から本県の起債事務と県債管理の説明　等
第５回	R8.10.27	・財政当局から別件事案②の説明　等

２　調査結果

(1) 第１回実地調査

財政当局の担当職員から地方債制度や用先債の概要、資金調達及び県債管理や本件事案の説明があり、委員と財政当局の間で質疑応答等を行った。

（起債の発行額等）

・新発債は毎年度の予算編成過程で事業毎に発行額を決定し、借換債は償還

年限等を踏まえて各年度の借換必要額を算出する。

（用先債の制度特性）

・公共事業を実施するための通常債は当初定めた計画どおり償還するが、土地を先行取得するための用先債は、土地が事業化され売却された際に当該売却収入を償還する特性がある。

（起債管理事務）

・兵庫県の起債管理事務は元利償還を主眼としているため、起債管理システムは銘柄、借入額、利率、償還等の管理を中心としており、土地売却等の資産異動を登録するシステムにはなっていない。

・用先債は土地売却時に償還する特殊性を有するため、システムとは別に担当者が土地売却額や時期等を記録している。

(2) 第 2 回実地調査

財政当局から、県債発行（新発債・借換債）、起債管理システムの登録、償還までの一連の県債管理事務フローや、県債と資産との紐付け、起債事務に係るチェック体制等の説明があり、委員と財政当局の間で質疑応答等を行った。

また、財政当局から、実質公債費比率や将来負担比率の算定に影響を及ぼす県債管理基金残高の修正を要する別件事案①について説明があった。

（県債と資産との紐付け）

・現行の起債管理システムでは、県債と個別資産（土地・道路・河川等）が紐付いていない。

・用先債に係る土地については、担当者が起債管理システムとは別に手元で管理しており、組織内で共有・管理されていない。

（起債のチェック体制）

・起債のうち新発債は財政当局と事業担当部局との相互確認をしているが、借換債については財政当局内の担当ラインのみの確認となっており、厳格なダブルチェック体制とはなっていない。

（実質公債費比率等に影響を及ぼす別件事案①の説明）

・実質公債費比率等の算定において、本来、県債管理基金残高から控除すべき公営企業会計（港湾整備事業特別会計、流域下水道事業会計）にかかる地方債の償還等の財源として積み立てた金額が控除されずに算定に用いられていたと財政当局から説明があった。

・平成 29 年度決算に係る算定から記載要領が一部改正され、公営企業会計にかかる積立金を実質公債費比率の算定対象から除外すべき旨が明記されていたことを確認した。

（県債管理基金残高の内訳管理）

・県債管理基金全体の総額、積立額、取崩額を整理した資料は作成されている

が、実質公債費比率の算定にかかる会計別の基金残高の一覧表は作成されていない。

(3) 第 3 回実地調査

決算に係る審査及び定期監査、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率の監査事務の内容を把握するため、監査委員事務局に対して実地調査を行った。

（監査の実施内容等）

- 決算に係る審査及び定期監査は、財政当局からの提出資料に基づき、計数の一致や前年度からの変動、予算額との乖離、契約・支出手続きの審査を中心に実施している。
- 健全化判断比率の審査は、財政当局から提出された資料及びその算定基礎となる事項を記載した書類について算出過程に誤りはないか等を中心に審査を実施している。
- 現行の監査資料からは、用先債の借換額や償還額等の計数は確認できるものの、借換対象の起債に紐付く土地の売却状況を確認できる仕組みになっていない。
- 監査委員事務局で用先債の監査を行うためには、起債と紐付いている資産に関する具体的な資料がない。

(4) 第 4 回実地調査

財政当局から用先債に係る土地の管理や地方財政法上の総務省への協議に係る規定、県債管理基金における会計ごとの残高整理表の説明等があり、委員と財政当局の間で質疑応答等を行った。

（用先債に係る土地の管理）

- 用先債に係る土地について、土地の売却状況や売却額等を含めて総合的に管理できる資料が作成されていない。
- 売却状況の記録内容等についての統一ルールがなく、担当者ごとの対応に委ねられており、組織内での情報共有や進捗管理が十分に行われていない。

（総務省への協議）

- 起債借換には総務省への協議が必要であるが、軽微な場合やその他省令で定める場合には、総務省への協議が不要と規定されている。
- 本件事案では、当時、起債許可期限内の借換えであるために軽微な場合と判断し、総務省への協議を要しないと判断していた可能性がある。

（実質公債費比率等の算定における公営企業会計の積立金の控除）

・実質公債費比率等の算定において、港湾整備事業特別会計と流域下水道事業会計の積立金を県債管理基金残高に含めることは適切ではないとの認識があらためて示された。

・算定当初である平成 19 年度から公営企業会計の積立金を含めて算定が行われていた可能性があるが、当時の経緯等は不明である。

・別件事案①による令和 7 年度決算算定における実質公債費比率への影響は約＋0.1%である。

（県債管理基金における会計ごとの内訳整理）

・従来から実質公債費比率等の算定にかかる県債管理基金残高の会計ごとの内訳が整理されていない。

・今後、内訳整理することで、財政当局内でのチェックや監査委員事務局等の審査が可能となる。

(5) 第 5 回実地調査

財政当局から、起債を活用して事業化予定の土地の一部について、平成 28 年度から事業化が進まず、利活用されていない別件事案②の説明があり、委員と財政当局の間で質疑応答等を行った。

（事案の確認）

・平成 28 年度に健康拠点構想に基づく事業用地の取得のため、総務省に地方財政法に基づく届出を行い、一般単独事業債（以下「一般債」という。）を発行していることを確認した。

・しかし、当該一般債の対象となる土地全体（約 21ha）のうち、約 10ha の土地については、事業者は決定しているものの、現在まで利活用できていない。

第４　ヒアリング調査の実施

本件事案の方針決定に至る背景や意思決定の過程等を明らかにするため、当時の関係者に対して委員 3 名によるヒアリング調査を実施した。

１　ヒアリング対象者

本件事案の方針決定や借換事務に関わった職員、監査事務に関わった職員等に対して、ヒアリング調査を実施した。（延べ 16 回）

なお、ヒアリング対象者には、調査対象者と発言内容等について、個人が特定されない形で報告する旨をあらかじめ伝えた上でヒアリングを実施した。

２　当時の関係者へのヒアリング結果

(1) 当時の方針決定の背景等

当時は、震災復興からの財政再建への取組や行財政運営方針の見直し等が議論されていた時期であり、財政当局内には、財政健全化の指標となる実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標や、これらの財政指標に影響を与える県債管理基金残高の確保を強く意識していた背景があったことが確認できた。

また、収支均衡と健全化指標の両立を図るため、様々な財政運営上の方策を考えていた背景が確認できた。

【ヒアリング調査における主な発言】

○震災復興のための多額の県債発行への対応が長年の課題であった。
○震災後の財政再建が重要課題となっており、県債残高の縮減や基金残高の確保など将来負担への対応を重視しながらの財政運営であった。
○震災後は、財政健全化と県民サービスの維持を最優先した財政運営であった。
○震災復興後の財政運営では、県債管理基金残高の確保が大きなテーマであり、実質公債費比率への影響を強く意識していた。
○当時、財政当局内では実質公債費比率の数値を常に意識していた。
○実質公債費比率等の算定に影響を及ぼす県債管理基金残高をできるだけ確保したいという意識があった。
○財政当局内では財政指標に非常に敏感であり、特に実質公債費比率や将来負担比率等は重要な項目であった。
○当時は実質公債費比率や県債管理基金の積立不足率などの KPI を強く意識して財政運営をしており、財政指標を守ることは重要な目標であった。
○当時は、財政健全性と一般財源の確保のバランスが重要課題であった。
○収支均衡と健全化指標の両立を図るため、財政上有利な起債の活用など様々な財政運営上の方策を考えていた。

(2) 当時の用先債の全額借換の方針決定

当時、重要な財政方針は、知事・副知事・財政当局職員等による知事協議の場で決定されていた。本件事案の方針決定については、知事協議やその他協議の場で議論されて方針決定されたことを確認できる客観的資料は確認できなかったものの、一部のヒアリング対象者からは、当時の知事から協議の場で指示があったとの証言を確認した。

また、疑義が生じた財務処理については、総務省に問い合わせ、その結果を必要に応じて知事協議等の場で報告することはあったが、本件事案については、総務省への問い合わせ等を行った事実は確認できなかった。

【ヒアリング調査における主な発言】

○平成 30 年頃に本件事案の方針決定がされたとの認識はあるが、具体的な年度や詳細な場面は明確には記憶していない。
○知事協議の場で当時の知事から本件事案の方針について指示があったと記憶している。
○毎年度の当初予算や補正予算、行財政運営方針の財政フレーム等の協議の中の一つとして協議されたかもしれないが、具体的には記憶していない。
○予算査定の場で個々の起債借換について議論した記憶がない。
○実質公債費比率の算定にかかる県債管理基金残高の積立不足率を意識する中、少しでも基金に残せる資金があれば残しておく趣旨の発言は色々な場面であったように記憶している。
○当時、財政当局内で法律に抵触するとの問題意識や疑義等がなかったため、総務省への照会の必要性を感じるような議論は特になかったと思う。
○当時、違法性のおそれについて総務省に確認をした記憶はない。
○軽微な借換えは、地方財政法上、総務省への協議不要とされている規定があり、この規定に基づいて総務省への協議をしなかったのではないか。
○知事協議等で個別の起債の適債性を議論した記憶はなく、県全体の財政運営や県債総額の管理等が主な議論であった。
○当時、課題等に対する組織内の縦・横相互の情報共有や意思疎通、調整が十分でなかったかもしれない。

(3) 法令適合性の認識

当時、用先債に対応する土地の一部が売却されているにも関わらず、売却済みの土地に対応する部分を含めて全額借換することについては、総務省の起債許可期限内の借換えであること等を理由にして、地方財政法上の違法性や不適切性を認識していた者は確認できなかった。

【ヒアリング調査における主な発言】

○土地売払収入は県債管理基金に積み立てており、起債許可期限内の全額借換について、特段問題があるとして議論した記憶はない。
○売却済みの土地があることを認識していたかどうかは分からないが、全額借換することが地方財政法に抵触するおそれがあるとの認識はなかった。
○売却済みの土地に対応する金額を借換額から控除すべきという認識は持ち合わせていなかった。
○起債許可期限内において満期一括償還あるいは借換えのタイミングごとに部分償還するかは県の判断によって決定すればよいと認識していた。
○地方財政法上、起債許可期限内の返済手法について制限があるとは認識して

いなかった。
○用先債は土地売却収入で償還する認識はあるが、本件事案は法令違反というより借換制度の解釈や運用上の問題と理解していたのではないか。
○今振り返れば、売却済みの土地を対象とした借換えの適債性に疑義は生じるが、当時は、個々の起債の適債性を論点とした知事協議等が行われた記憶はない。
○新発債については適債性を強く意識していたが、借換債については起債許可期限内であれば一定の自由度があるとの認識であった。

３　監査事務に関わった職員等へのヒアリング結果

決算に係る審査及び財政健全化法に基づく審査に従事した職員に対してヒアリングを行った結果、健全化判断比率に関する審査を行っていたのは事実であるが、通常の監査では、資料上の計数確認等の審査が基本であることを確認した。

【ヒアリング調査における主な発言】

○財政当局から提出された監査関係資料の計数を確認することが基本であり、個々の起債の内容や用先債の借換え・管理方法等は確認できていなかった。
○用先債の特殊性等の十分な知識や問題意識等がなければ、本件事案について通常の監査の中で問題を抽出することは困難なのではないか。
○健全化比率等の審査や確認には、専門的知識を有する職員の配置や重点項目を明示した審査マニュアル等の作成が必要ではないか。
○すべての項目を詳細に審査することは困難であるため、現実的にはリスクの高い項目に優先順位を付けて審査していく必要がある。

第５　本件事案の調査結果を踏まえた検証

１　本件事案の財務処理を行った背景や経緯

ヒアリング調査の結果、当時は震災後の厳しい財政運営を余儀なくされる中で、本県の行財政運営方針の見直し等の議論をしていた時期であり、財政当局内では財政健全化に向けた財政指標を強く意識しながら財務処理を行っていた背景が確認できた。

また、本件事案については、当時の知事が方針決定をしたことが分かる客観的資料は確認できなかったものの、当時の知事が協議の場で本件事案の方針決定をしたことがうかがえる。

なお、本件事案については、当時、地方財政法第５条の３に基づく総務省への協議や照会等を行った事実も確認できなかったが、このことは、同条の３ただし書きに基づく総務省への協議を要しない事案であると認識していた可能性がある。

【参考】地方財政法（抜粋）
（地方債の協議等）
第五条の三　地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

２　本件事案の法令適合性

地方財政法第 5 条第 5 号において、公共用地等の購入費の財源とする場合には、地方債をもってその財源とすることができる旨規定されているが、本件事案については、総務省の起債許可期限内の借換えではあったものの、既に売却済みで存在しない土地に対応する部分についても借換えが行われており、総務省から地方財政法第 5 条に抵触するおそれがあるとの指摘を受けている。

本部会は、法令違反の有無を最終的に判断する立場にないが、土地の売却収入を償還に充当せず、当該部分についても借換えを行ったことは、地方財政法の趣旨に照らした場合、不適切な財務処理であったと考える。

なお、部会の調査において、現時点では、用先債に対応する土地が売却された場合、その売却によって得られた収入を償還すべきものと認識する者はいるものの、当時は、起債許可期限内の借換えであることから、既に売却した分を含めて借換えすることについて、財務処理上の疑義や不適切な財務処理であると認識していた者は確認できなかった。

第６　その他類似事案の検証

本件事案が判明して以降、その他類似事案について、部会では、起債管理及び財政指標算定に関する事項を中心に検証を行うとともに、財政当局においても、財政の健全化と財政運営の透明性を図るために点検を進めてきた。

その結果、財務処理上に問題又は適債性に疑義のある、以下 2 件の事案が判明した。

１　実質公債費比率等の算定誤り事案

(1) 概　要

実質公債費比率等の算定において、普通会計以外の公営企業会計である港湾整備事業特別会計と流域下水道事業会計の 2 つの特別会計の積立金については、総務省の記載要領上、実質公債費比率等の算定にかかる県債管理基金残高から控除して算定すべきところ、これらの積立金を控除せずに含めた上で実質公債費比率等の算定をしていた。

(2) 事実確認

第 4 回実地調査において、財政健全化法に基づき実質公債費比率の算定を始めた当初（平成 19 年度決算）から港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業会

計の積立金を、県債管理基金に積み立てた上で実質公債費比率等の算定をしていたことを確認した。

令和 6 年度末の県債管理基金残高では、港湾整備事業特別会計の約 128 億円と流域下水道事業会計の約 86 億円の合計 214 億円を基金残高に含めて実質公債費比率等の算定をしていた。

これら 2 つの積立金 214 億円を控除した場合、令和 7 年度決算の実質公債費比率の算定ベースでは、実質公債費比率への影響は約＋0.1%、将来負担比率への影響は約＋2.4%の試算となる。

なお、総務省の記載要領に基づいた算定がこれまで行われなかった理由については、部会の調査では判然としなかった。

また、平成 29 年度決算に係る算定から記載要領が一部改正され、公営企業会計にかかる積立金を実質公債費比率の算定対象から除外すべき旨が明記された。しかし、その後も引き続き、当該積立金を控除しない算定が継続されたが、その理由についても、部会の調査では判然としなかった。

(3) 法令適合性の検証及び今後の対応

当該事案は、総務省の記載要領に基づいた算定がされておらず、不適切な財務処理であったと考える。

記載要領に基づく算定により実質公債費比率等を速やかに修正し、議会や国等へ必要な報告をされたい。

2　用先債の起債許可期限到来に伴う一般単独事業債による起債事案

(1) 概　要

平成 18 年度に約 44 億円の用先債を新規発行（許可期間 10 年）し、用地特別会計で加古川市神野用地を先行取得用地として購入した。

その後、当該土地の一部（区画Ｄほか）については、健康科学研究センターの整備など事業化を図り、その売却収入で用先債の一部（約 8 億円）を償還した。

その他の土地については、当該用先債の起債許可期限である平成 28 年度に健康拠点構想に基づく事業用地の取得のため、一般債を活用して事業化を図り、その起債を財源に用先債（約 36 億円）を償還した。

しかしながら、一般債を活用して事業化を予定した土地の一部については、平成 28 年度から現在まで事業化が進まず、利活用されていない。なお、当該一般債にかかる当初の借入は令和 8 年度に満期償還となる。

(2) 事実確認

第 5 回実地調査において、平成 28 年度に一般債を活用して事業化を予定した用地は、区画Ａ～ＣとＥの区画（約 21ha）であり、当該区画については、当時、健康拠点構想に基づき事業化を進めてきたが、区画Ｅ（約 10ha）については、令和 6 年 4 月に事業予定者を決定したが、埋蔵文化財の発掘調査や都市計画の変更手続きが完了しておらず、現時点では利活用ができていない区画であることを確認した。

区　分	H28 末 面積 (ha)	H28 末 起債残高 （百万円）	R8 末 起債残高 （百万円）	備　考
区画Ａ	3.64	619	619	H30.1 月に企業に定期借地を開始
区画Ｂ	2.51	440	0	H29.7 月に企業に売却し、売却益で起債残高を償還
区画Ｃ	4.82	829	0	H29.7 月に医療法人に売却し、売却益で起債残高を償還
区画Ｄ	0	0	0	H28.3 月に健康科学研究センター用地として売却済、売却益で起債残高を償還済
区画Ｅ	10.42	1,743	1,743	H28 から R8.10 月時点まで利活用なし
合計	21.39	3,631	2,362	

(3) 法令適合性の検証及び今後の対応

一般債を起債した平成 28 年度末当時は、健康拠点構想に基づく事業化の取組が進められ、土地の利活用の方向性が決定されている。そのため、一般債における対象事業が存在すると認識していたことから一般債が発行された。

その後、区画Ａ～Ｃについては、平成 29 年度中に事業化が進み、利活用が開始された一方で、当該土地の一部（区画Ｅ）については、現在も利活用が進んでいない状況である。このため、当該一般債については、事業予定者が決定しているものの、現在も利活用できていない状況であることを踏まえると、現時点において適債性に疑義のある起債と考える。

今後の事業化の状況等を見極めて、適切な対応をされたい。

第７　再発防止に向けた提案

本件事案が発生した当時、財政当局では、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標の維持・改善を強く意識した財政運営が行われていた。一方、本件事案の検証を通じて、起債等に係る適正な財務処理の法的要件や適債性等について、組織的な検証が十分に行われなかったことが明らかとなった。

こうした課題を踏まえ、今後、同様の事案が生じることがないよう、組織として対応できる仕組みづくりを提案する。

１　起債と資産等の紐付け管理

財政当局が利用している現行の起債管理システムは、償還管理を主な目的として構築されており、起債と対象資産が紐付けされたシステムとはなっていない。

このため、売却する可能性などがある資産に係る起債について、以下の提案をする。

(1) 起債に対応する資産に売却等による異動や事業計画の変更等による利活用状況の変化が生じた場合は、その事実が登録・反映できる仕組みを確立すること。

(2) 資産異動や利活用状況に変化等があった場合には、その事実の確認や登録等の手続きをマニュアル化し、組織内で情報共有すること。
(3) 用先債等の特殊な起債については、その償還期限や売却状況等の重要項目を複数職員でチェックできる管理簿を作成する等により、組織として継続管理していくこと。
(4) なお、システム改修等が必要な場合は、費用対効果や職員負担等を勘案すること。
(5) 上記の内容について、監査委員事務局等の必要な部署とも共有できる仕組みを構築すること。

2　県債管理基金残高の内訳管理

県債管理基金全体の総額、積立額、取崩額を整理した資料は作成されているが、実質公債費比率の算定に向けて会計別にチェックできる基金残高の整理や管理ができていない。

このため、以下について提案する。

(1) 財政指標の算定に用いる県債管理基金残高から、本来控除すべき会計にかかる積立金が適切に控除されていることを確認できるよう、実質公債費比率の算定にかかる県債管理基金残高を会計区分ごとに整理した管理表を新たに作成すること。
(2) 財政当局内の複数職員で当該管理表を適正に管理する仕組みを構築すること。
(3) 当該管理表は、財政当局だけでなく、監査委員事務局等とも共有し、多面的にチェックできる仕組みを確保すること。

3　法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築

本件事案については、起債許可期限内であれば借換可能といった安易な認識のもとで進められた事案であり、地方財政法等への法令適合性に対する認識が十分でなかった。

また、総務省からの記載要領等の改正通知等があった場合に財政当局内で十分に周知や共有がされていない。

このため、以下について提案する。

(1) 財政当局内職員を対象として、地方財政法や起債制度等に関する定期的な研修の開催等により、法令遵守の重要性を繰り返し認識させるとともに、法令の知識の習得や理解の向上を図ること。
(2) 総務省から毎年通知される記載要領等の重要な通知や情報等については、担当職員だけで確認するのではなく、所属長も含め、組織としてチェックする仕組みを構築すること。
(3) 法令解釈や制度運用等に疑義が生じた事案については、総務省等の関係機関に

必要に応じて照会することをルール化し、その結果を共有する仕組みを構築すること。

(4) 起債の借換え等に関して重要な方針決定を行う場合には、判断の根拠となった資料や協議の経緯、法令適合性の確認結果等を適切に記録・保存し、事後的な検証が可能となる仕組みを整備すること。

(5) 法令を遵守し、適正な事務執行を確保するため、内部管理制度を適切に活用すること。

(6) 上記の内容について、監査委員事務局等の必要な部署とも共有できる仕組みを構築すること。

おわりに

この部会では、公共用地先行取得等事業債の全額借換事案について、その発生要因や組織的な背景を検証するとともに、今後の再発防止策について議論を重ねてきた。その結果、本件事案は、起債許可期限内であれば借換可能といった安易な認識のもとで進められ、適債性の十分な検討を欠いたものであり、地方財政法の趣旨に照らせば、適債性に疑義を生じさせる不適切な財務処理であったと判断するに至った。

また、本件事案の検証を進める過程では、実質公債費比率等の算定に影響を及ぼす別件事案等も新たに確認された。これらの事案からは、個々の職員の問題というよりも、法令や制度に関する知識の継承・共有、資産と県債を一体的に管理する仕組み、さらには財政当局内外による多面的なチェック体制が十分でなかったことが共通の課題として浮き彫りになった。

地方債は、県民サービスの維持向上や将来への投資を支える重要な財源である一方、その活用に当たっては、法令遵守はもとより、高い透明性と説明責任が求められる。また、実質公債費比率の算定に影響を及ぼす県債管理基金の適正管理も重要である。これらの事案により、県財政に対する県民の信頼や地方債市場からの信認に影響を及ぼしかねない事態が生じたことを重く受け止めなければならない。

本部会としては、本報告書で提案した再発防止策を着実に実行し、担当者個人の経験や知識に依存することなく、組織として適正な財務処理を確保する仕組みや体制を構築していくことを強く求めるものである。また、再発防止策は導入して終わりではなく、その実効性を継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。

本報告書で指摘した事項は、県財政運営の一側面に関する検証結果であり、今後も必要に応じて業務全般にわたる継続的な点検及び検証が行われることを期待する。

兵庫県においては、これらの事案の検証結果を真摯に受け止め、財政運営の透明性と適正性の一層の向上を図るとともに、県民からの信頼回復に向けて不断の努力を重ねられることを期待し、本報告の結びとする。

参考資料

１．第１回部会の開催

(1) **開催日時**：令和８年９月８日（火）14：30～15：30

(2) **内　　容**：・部会の設置趣旨・検証内容・検証体制
・本件事案の概要
・今後の調査内容及びスケジュール案

(3) 今後の検証の方向性等の決定

本件事案の方針決定の経緯や背景を検証し、再発防止策の検討等を進めるため、委員による実地調査やヒアリング調査、その他類似事案の確認の実施を決定した。

【委員からの主な意見等】

○本件事案の事実関係を調査する中で、なぜ県組織として対応できなかったかを明らかにし、同様の事案が生じることがないよう、再発防止策を策定することが何より重要である。
○県民の信頼を回復し、地方債市場の信認を維持するため、具体的かつ実効性のある再発防止策を策定することが必要である。
○再発防止策を策定するにあたり、本件事案が意図的に実施されていたのか、意図的ではなかったのか等の検証が必要である。
○再発防止策の一つとして今後のチェック体制を検討する上で、システム整備等に係る予算や職員への負担等のバランスも考慮する必要がある。
○ヒアリング対象者や人数等の公表は、個人攻撃の対象や、ありのままの素直な意見聴取ができなくなるおそれがあるため差し控えるべきである。

２．第２回部会の開催

(1) **開催日時**：令和８年11月６日（金）14：00～15：00

(2) **内　　容**：・公共用地先行取得等事業債全額借換事案等に関する報告書案
・意見交換

(3) 報告書案についての意見交換

今後の再発防止に向け、職員個人ではなく、組織で対応できる仕組みとして、①起債と資産等の紐付け管理、②県債管理基金残高の内訳管理、③法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築を提案した報告書案についての意見交換を行った。

【委員からの主な意見等】

○本報告書は、関係者への責任追及等を目的とするものではなく、今後の再発防止に向けた提案を主眼としている。
○平時の執務を進める上では、法令等の趣旨や原理原則を理解することが何よりも必要である。
○再発防止に向けて、不正のトライアングル（動機、機会、正当化）の概念や発生メカニズムを再認識し、透明性、公正性、公平性が確保された事務を行う必要がある。
○再発防止策を実効あるものにするには、運用する職員側に十分な知識や積極的な取組が不可欠である。
○本報告書の検証結果をしっかりと受け止め、兵庫県には速やかに再発防止策を実行いただきたい。